

4. 各種届出について

教務掛で所定用紙を受領のうえ、提出すること。

種 類	
休学（延長）願	疾病その他の事由により3ヶ月以上修学を中止しようとするとき。 (疾病の場合「診断書」が必要)
復学届（願）	休学期間内、または疾病治癒につき復学しようとするとき。 (疾病による休学の場合「大学指定様式の診断書」が必要)
退学願	やむを得ない事情により退学しなければならなくなったとき。 (退学しようとする期の授業料領収書の写しが必要)
海外渡航届	勉強・旅行その他で海外へ行くとき。 なお、3ヶ月以上の場合は、交換留学以外原則として休学を願い出ること。
学生証再交付願	学生証を紛失・破損したとき。
改姓（名）届	改姓（名）したとき。（新・旧氏名が記載された改姓（名）の事実が確認できる公的書類を添付）

※本人又は保護者の住所に変更があった場合は、すみやかに KULASIS より変更手続きを行うこと。

その他詳細については、「Campus Life Information」（京都大学発行）を参照のこと。

休学・復学・退学の願い出は、遡及して認められない。原則、事実発生の3週間前までに指導教員の許可を得て、教務掛に願い出ること。（願い出が遅延すると、希望する日付で許可されず、また、授業料納付について不利益が生じる場合がある。）